

金沢医科大学奨学寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、金沢医科大学（以下「本学」という。）が受け入れられる奨学寄附金の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において奨学寄附金とは、本学において学術研究の振興を目的に特定の講座及び診療部門等に受け入れる寄附金をいう。

(受入の原則)

第3条 奨学寄附金は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ教育・研究に支障を生じる恐れがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入の制限)

第4条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受け入れない。

- (1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附後、寄附者がその意志により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) その他本学の学術研究に支障があると認められる条件

2 前項の規定にかかわらず、奨学寄附金を受け入れることにより新たな財政負担を伴うこととなる場合は、これを受け入れないものとする。

(申込み)

第5条 奨学寄附金の申込みをしようとする者は、所定の申込書により、学長宛てに申し込むものとする。

(受入の審査)

第6条 奨学寄附金の受入の妥当性等について、金沢医科大学利益相反マネジメント委員会が審査する。

(受入の決定)

第7条 学長は、前条の審査結果を受けて奨学寄附金の受入を決定する。

(予算手続き)

第8条 奨学寄附金は、申込書に記載された講座等に特別研究費として予算配付する。

(管理経費)

第9条 奨学寄附金の受入の際は、管理経費を徴収するものとする。

2 前項の管理経費の取扱いは、次の各号に基づくものとする。

(1) 奨学寄附金に係る管理経費として、申込金額の10%を控除する。

(2) 公益財団法人等から管理経費の免除要請がある場合、又は管理経費を控除することで本学の教育・研究に支障が生じると学長が判断した場合は、必要に応じて管理経費の全額又は一部の控除を免除する。

(繰越)

第10条 奨学寄附金のうち、当該年度予算残高については翌年度へ繰り越すことができる。

(事務)

第11条 奨学寄附金の事務は、研究推進センター事務担当課等及び経理課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究推進会議の審議を経て、学長が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。